

議案第13号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年2月26日提出

加西市長 西村 和平

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 42 年加西市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

区分	報酬の額	
選挙長	1 回につき	13,600 円
選挙立会人	1 回につき	12,500 円
投票所の投票管理者	1 日につき	13,100 円以内で、従事する時間に応じ、任命権者が市長と協議して定める額
期日前投票所の投票管理者	1 日につき	11,600 円以内で、従事する時間に応じ、任命権者が市長と協議して定める額
投票所の投票立会人	1 日につき	12,500 円以内で、従事する時間に応じ、任命権者が市長と協議して定める額
期日前投票所の投票立会人	1 日につき	11,200 円以内で、従事する時間に応じ、任命権者が市長と協議して定める額
不在者投票の外部立会人	1 日につき	10,700 円以内で、従事する時間に応じ、任命権者が市長と協議して定める額
開票管理者	1 回につき	13,100円
開票立会人	1 回につき	12,500円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(審議資料)

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第15号）の施行により、投票管理者の交替制が可能となったことから、その従事時間に応じた報酬を支給するとともに、選挙長等の報酬額の根拠についても明文化するため、所要の改正を行うもの。